

魚津市告示第41号

魚津市母子世帯等援護資金貸付事業実施要綱の一部改正について

魚津市母子世帯等援護資金貸付事業実施要綱（平成27年魚津市告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月23日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市母子寡婦福祉会（以下「福祉会」という。）が、母子及び父子世帯並びに寡婦に対して生活資金等の支出に<u>充てる</u>ために母子世帯等援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条－第4条 （略）</p> <p>(貸付けの条件)</p> <p>第5条 福祉会は、次の条件により資金を貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 資金の償還方法は、<u>貸し付けた日以後の最初の3月31日までに一括償還又は月賦償還によるものとする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。</u></p> <p><u>(4) 貸付けの申請は、1世帯につき1回に限る。</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、次の基準により貸付けの可否を決定し、母子世帯等援護資金貸付決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(1)－(3) （略）</p> <p><u>(4) 過去に資金の貸付けを受けていないこと。</u></p> <p>第8条－第10条 （略）</p> <p>様式第1号－様式第3号 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市母子寡婦福祉会（以下「福祉会」という。）が、母子及び父子世帯並びに寡婦に対して生活資金等の支出に<u>あてる</u>ために母子世帯等援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条－第4条 （略）</p> <p>(貸付けの条件)</p> <p>第5条 福祉会は、次の条件により資金を貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 資金の償還方法は、<u>貸し付けた月の翌月から2月据え置き後、一括償還又は10月の月賦償還によるものとする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、次の基準により貸付けの可否を決定し、母子世帯等援護資金貸付決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(1)－(3) （略）</p> <p>第8条－第10条 （略）</p> <p>様式第1号－様式第3号 （略）</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。